

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

する政七つ定う額
 るた運十いにち面
 法め當九て基、金
 律のに億はづ財額
 第公必八、き政で
 三債要千額発法八
 条のな二面行第千
 第發財百金し四七
 一行源十額た条十
 項のの五で利第八
 の特確万四付一億
 規例保円千國項円
 定にを、三債の
 に關國財百に規

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

争非者特国行	争非者特国入価込	行争非者特国
入価・別債	入価・別債札格	入価・別債
札格第参市	札格第参市発競金	札格第参市
発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場行争額	発競Ⅱ加場
		発競Ⅰ加場

千 二 百 五 十 六 億 二 千 百 六 十 万 円

円 千 八 九 千 百 三 百 六 十 六 億 五 千 六 百 四 十 万 円

でた条特円いに關図財七付一會八て基
 千利第別て基する政百國項計億はづ
 二付一會、づるた運四債のに六、き
 百國項計額き法め營十に規関千額發
 二債のに面發律のに九つ定す七面行
 十に規関金行第公必億いにる百金し
 二つ定す額し三債要五て基法四額た
 億いにるでた条のな千はづ律十で利
 円て基法千利第發財四、き第五二付
 、づ律九付一行源十額發四万千國
 額き第百國項のの万面行十円九債
 面發四十債の特確円金し七、百に
 金行十三に規例保額た条特四つ
 額し七億つ定にをで利第別十い

十四	十 四	十 三 二	十 十 口 イ 一	十 十 發	九 八	振 額 最 低 行 替 額 面 面 金
初		の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 値 発				
期		払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 别 債 札 格 行 行				
利		込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 値				
子		み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日				
た 期 平	額	る 定 り 払 募 年		額 五 額	平 す 額 の 振	五
金 と 成	面 金 額 の 総 額	。 す 算 込 入 ○		面 錢 面	成 る の 記 替	万
額 し 三		る 出 金 決 ・		金 以 金	三 。 整 載 法	円
を 、 十		期 し 額 定 七		額 上 額	十 数 又 の	
支 次 一		日 た に の パ		百 円 の 百	年 十 倍 は 規	
払 の 年	×	に 金 加 通 ।		百 円 そ れ に	十 二 月 的 は 規	
う 算 三	$\frac{0.7}{100}$	払 額 え 知 セ		つ つ き 二	金 錄 に	
。 式 月		い を 、 を ン		き 百 二	額 は よ	
た に 二	×	込 第 次 受 ト		円 二	に 、 る	
だ よ 十	$\frac{90}{365}$	む 二 の け		円 八	よ 最 振	
し り 日		も 十 算 た		十 募 価	る 低 替	
、 算 を		の 号 式 者		七	も 額 口	
支 出 支		と に に は		錢	の 面 座	
払 し 払		す 規 よ 、		十	と 金 簿	

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每 賞
成 務 本 面 成 子 、 支 年 金
三 大 銀 金 五 を そ 払 三 賞
十 臣 行 額 十 支 の 期 月 ×
年 か 百 年 払 日 と 二 100
十 ら 円 九 う 以 し 十 0.7
二 通 に 月 。 前 、 日 ×
月 知 つ 二 六 各 及 1-1
十 を き 十 月 支 び つ 十 日
九 受 百 日 間 払 九 い 六 日
日 け 円 に 期 月 に
た 者 属 に 二 同 に 払 た
る す お 十 じ お う る
る い 日 い へ と
。 て 以 き